

# 令和 8 年度 宮城県における犯罪被害者等 支援施策に関する年次報告統括版

本年次報告統括版は、「令和8年度 宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告（宮城県犯罪被害者等支援計画に基づく令和7年度支援施策実施結果について）」（以下、年次報告）における各基本的施策の代表的な施策を抜粋したものです。

## 基本目標 1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

基本的施策 1 安全の確保（第12条）			
機関番号	56	日本司法支援センター宮城地方事務所【団体】	12頁
<p>殺人、傷害、性犯罪事件などの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助、犯罪被害者等法律援助（R8.1.13開始）等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行った。（精通弁護士紹介）【新規】（※犯罪被害者等相談援助）</p>			

基本的施策 2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）			
機関番号	25	女性相談支援センター【県】	17頁
<p>一時保護となった被害者等のうち自立に向けて継続的な支援が必要な者について、女性自立支援施設への入所措置を行い、施設間の連携に努めた。 19件（うちDV12件）</p>			

## 基本目標 2 損害回復・経済的支援等への取組

基本的施策 3 居住の安定（第13条）			
機関番号	29	住宅課【県】	18頁
<p>緊急で現住所を離れる必要がある犯罪被害者世帯からの相談に応じ、即時入居可能な県営住宅を紹介し、転居に繋げた。（転居実績 1件）</p>			

基本的施策 4 雇用の安定（第14条）			
機関番号	9	宮城労働局【国】	19頁
<p>企業等に対し、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の導入事例集や、「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し、普及に向けた周知啓発を行った。</p>			

基本的施策 5 損害賠償の請求に関する支援（第15条）			
機関番号	55	仙台弁護士会【団体】	20頁
<p>仙台地方検察庁【国】、宮城県警察及び（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】からの弁護士取次依頼を受けて、仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターにおいて、犯罪被害者等に対する弁護士選任支援を行った。（取次依頼件数 26件）</p>			

基本的施策 6 経済的負担の軽減（第16条）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	20頁
<p>殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給した。（遺族見舞金 30万円、重傷病見舞金 10万円）（計29件、330万円）</p>			

## 基本目標 3 支援等のための体制整備への取組

基本的施策 7 相談及び情報の提供等（第11条）			
機関番号	47	（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】	27頁
<p>宮城県委託業務「性暴力被害相談支援センター宮城（けやきホットライン）」を継続運用した。</p> <p>性犯罪・性暴力被害相談員数 26名</p> <p>相談件数（形態） 計845件（令和6年度 847件） （電話 575件、メール 51件、来所・面接 60件、直接支援 159件）</p> <p>相談日・時間</p> <p>月～金 10:00～20:00</p> <p>土 10:00～16:00（男性相談員相談受理日）</p> <p>※時間外の相談については「夜間・休日コールセンター」にて受理。</p> <p>相談件数（形態） 計246件 ※時間内相談件数の内数 （電話 240件、来所・面接 4件、直接支援 2件）</p>			
基本的施策 8 民間支援団体等に対する支援（第18条）			
機関番号	62	警務課【警察】	32頁
<p>（公社）みやぎ被害者支援センターの財政基盤の強化のため、寄附型商品の各種広報活動を積極的に行った。【新規】</p>			
基本的施策 9 人材の育成（第19条）			
機関番号	4	仙台地方検察庁【国】	33頁
<p>仙台弁護士会【団体】、宮城県警察、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】及び共同参画社会推進課【県】の五者により、「犯罪被害者支援に関わる各機関による意見交換会」を実施し、各機関の取組状況の共有、事例報告及び意見交換を行った。</p> <p>【新規】（令和7年6月19日 仙台地方検察庁）※実施は令和3年度から</p>			
基本的施策10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第21条）			
機関番号	66	捜査第一課【警察】	39頁
<p>警察への被害申告を躊躇している被害者が、直接医療機関を受診した際に医師等が証拠資料を採取するための性犯罪証拠採取キットの整備を継続運用した。</p>			
基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援（第22条）			
機関番号	62	警務課【警察】	40頁
<p>県民が県外において事案に巻き込まれた場合に早期に対応すべく、通常業務や各種研修会等を通じて、他都道府県警察犯罪被害者支援室との関係構築を図るなど、連携を強化した。</p>			

## 基本目標 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

基本的施策12 学校における教育の実施（第20条）			
機関番号	34	男女共同参画課【仙台市】	42頁
<p>法務省人権啓発活動地方委託事業を活用し、DV、デートDV、性暴力等を防止啓発するためのリーフレット等を作成し、配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDV防止啓発リーフレット （配布先：市内中学校、高等学校等）（発行数：17,000部）</li> <li>・性暴力防止啓発チラシ （配布先：市内小学校等）（発行数：11,000部）</li> </ul>			
基本的施策13 普及啓発（第25条）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	43頁
	47	（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】	
	62	警務課【警察】	
<p>「犯罪被害者等支援広報パレード」を開催し、ウェットティッシュ、リーフレット等を配布した。（令和7年10月29日）【新規】</p>			
機関番号	47	（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】	46頁
<p>宮城県警察と連携し、県内企業の商品等を「犯罪被害者支援商品」に指定し、売上金の一部をみやぎ被害者支援センターに寄付する仕組みを構築するとともに、取扱店証の交付や商品へのシール表示を通じて、企業の社会貢献活動を促進するとともに、犯罪被害者等支援に対する社会的な関心を高める啓発活動を推進した。【新規】</p>			
基本的施策14 調査研究（第26条）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	50頁
<p>警察庁による「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」の取りまとめを行うことにより、各市町村の犯罪被害者等支援の現状の把握を行った。</p>			

※記載の機関番号と機関・団体名は宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関の番号と機関・団体名【区分】です。各構成機関・団体の番号や団体名については、年次報告に記載の索引（5頁）や年次報告の58頁で確認することができます。

※記載の頁はいずれも年次報告内の頁を表しています。